

平成 22 年 4 月 1 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19730028

研究課題名 (和文) 行政主体内部における機関間紛争の司法的解決についての研究

研究課題名 (英文) A study of judicial settlement of inter-organ conflict in an administrative subject

研究代表者

門脇 雄貴 (KADOWAKI YUTAKA)

首都大学東京・社会科学部研究科・准教授

研究者番号：50438115

研究成果の概要 (和文)：本研究の成果は、ドイツ国法学説史における国家法人説と機関人格論の意義を明らかにし、それが機関訴訟論に対して与える帰結を示した点にある。すなわち、国家法人説は機関訴訟を排除することを目的とした学説ではなく、機関人格論の一つの形態である相対的人格論によって機関人格及び機関訴訟を肯定することを認める余地を残すものである。

研究成果の概要 (英文)：This study has clarified the significance of the state-person theory and that of the organ-person theory in the history of German state-law doctrine. And it has also clarified the implications which those theories have given to the theory of inter-organ suits. The state-person theory, based on the relative-person theory that is one form of the organ-person theory, did not intend to exclude inter-organ suits, and that theory is opened to the affirmation of organ-person and inter-organ suits.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	400,000	120,000	520,000
2008 年度	400,000	120,000	520,000
2009 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：行政法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：国法学 国家法人説 有機体 機関人格 機関訴訟 ギールケ イェリネック

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の全体構想は、ある単一の公的主体(国及び地方公共団体のみを対象とする)内部における諸機関相互の法的関係进行分析し、その機関間の紛争がいかなる形で—例えば行政的に又は司法的に—解決される(べき)ものかを示すことであり、それはつまるところ機関訴訟の可否を明らかにすることである。

(2) 上記のような問題は、法的な仕組みの有無に関わらず、普遍的に存在する事象である。しかし日本においては、行政機関はそもそも権利を有するものではなく、従って法主体内の機関間の紛争が「法律上の争訟」(裁判所法 3 条)に当たらないことはほぼ自明のこととされてきた。学説史においてもこれについての議論の蓄積が欠けている。その結果、例えば 2004 年の行政事件訴訟法改正において、機関訴訟については特段の議論がなされなかった。しかし他方で例えばドイツにおいては、19 世紀末以降機関が権利の主体たりうるかという問題が主要な国法学者によって論じられるとともに、それと結びつく形でいわゆる自己訴訟(Insichprozess)の問題が行政法学者によって議論され、今日においてもなおドイツ公法学の重要なディスクリス形成している。さらに、ドイツの実定法は一定の機関訴訟を認め(例えば、憲法機関間の訴訟に関するボン基本法(GG)93 条 1 項 1 号を参照)、さらに判例も地方公共団体や大学といった一定の分野における機関訴訟を承認しているのである。行政機関間の紛争が普遍的な現象であることを考慮すれば、このような彼我の懸隔の存在自体きわめて興味深いものであり、その理論的淵源を検討する必要がある。これが現在の学問的状況から見た、本研究の背景である。

2. 研究の目的

上記 1 (1) でも示したように、本研究の目的は、行政主体内部における機関間相互の紛争がいかなる形で解決されるべきかを検討するところにある。より制度的な文脈でパラフレーズするならば、それは機関訴訟の可否を理論的に追究することでもある。

3. 研究の方法

(1) 上記 1 (2) からも分かるように、本研究の中心となるアプローチ方法は、ドイツ公法学の比較研究である。

(2) まず、学説史研究として、国家法人説に関する、19 世紀後半から 20 世紀前半にかけてのドイツ国法学説史が対象となる。ここでは、国家が法人として扱われた経緯及びそのことのもたらす帰結の必然性が明らかにされる。

(3) 次に、同じく学説史研究として、国家法人説を踏まえたうえで、そこにおける国家機関の法的な位置づけにつき、上記(1)と同様の論者の見解を学説史的に分析する。ここでは、法主体とはされてこなかった機関が、いかなる理論的スキームによって権利主体とりうるのかという点が明らかにされる。

(4) 最後に、以上を踏まえた上で現在のドイツにおける具体的な機関訴訟制度が検討される。その際には、判例を仔細に分析することで、判例がどのような論理によって機関の権利を認めているのかを明らかにするとともに、当事者能力や訴訟形態といった訴訟法上の問題をも検討の対象となる。

4. 研究成果

(1) 本研究により明らかになった点としては、まず、国家法人説の意図が挙げられる。すなわち、機関訴訟との関係で言えば、国家

が法人であることから、その内部における紛争は「法律上の争訟」たりえないという帰結が導かれることがあるが、しかし、国家法人説それ自体は機関訴訟を阻止するための理論ではなく、機関訴訟の可否については完全にニュートラルであった。

歴史的に学説をたどるならば、もともとの国家法人説は、君主を法に拘束するためのドクマーティクであった(アルプレヒト)。つまり、国家を法人とし、他方で君主をその機関とすることにより、君主が自らの利益のために行動することを制限し、国家という全体利益のために行動すべしという規範化を可能としたのである。また、その後は、権利義務の帰属主体として(イエリネック)又は支配意思の帰属主体として(ゲルバー)国家法人を想定する考え方が有力になるが、これも直ちに機関訴訟を排除するものではない(後述)。また、確かに、国家の単一性を標榜するために国家法人説を援用する論者もいたのであるが(ラーバント)、これはそれほどのインパクトをもたらすものではなかったのである。

以上のように、国家法人説そのものの当初の意図は、必ずしも機関訴訟を排除することにあつたわけではない。

(2) 本研究の第2の成果は、機関の人格についての学説史研究にある。すなわち、機関訴訟との関係で言えば、国家が法人である以上、機関には人格がなく、従って権利主体たりえないという帰結が導かれることがあるが、ドイツにおいては、機関に人格を認める見解が存在し、また、今日でもそれを支持する立場が少なくない。

19世紀後半における、もっともナイーヴな国法学においては、国家の権力と機関の権限とは未分化のままであつたが(ゲルバー・ラーバント)、20世紀に入ると、諸機関におけ

る権限対立という問題が意識され(ベルナツィク)、そこから機関の人格・権利についての考察が深められていく。そこでは確かに、国家が法人である以上、機関と機関の間には法関係が成立せず、機関には人格を認めえないという見解もあつた(イエリネック)。

しかしながら、機関に人格を認める立場も存在し、一方では有機体説がそのように述べていた(ギールケ・プロイス)。とはいえ、有機体説の考え方は、権利を意思に見出し、そしてその意思を有するヒトが機関たる地位に就いていることから機関の人格を認めるというものであつて、制度体としての機関と機関担当者個人とが充分区別されていない嫌いがある。他方で、法の世界を複数の法領域に分化させ、それぞれの領域内部でのみ認められる人格を構想する見解もあつた。この、法領域説に基づく相対的人格論からすれば、機関も国家内部の領域においてのみ人格を認められ、しかし対外的には国家のみが法人格を有するという理論構成が可能となる(トーマ・フリーゼンハーン)。

(3) 第3に、以上の研究成果は、権利論に大きなインパクトをもたらす。すなわち、権利を享有する前提として人格が必要であるとしばしば言われるが、それは人のように一般的に法人格を与えられている場合にのみ当てはまる言明だということである。

つまり、上記(2)で示した相対的人格論からすれば、人のような一般的な人格が与えられていない場合であっても、ある法領域内部においては相対的人格を有することになる。そしてそれは、機関の場合であれば権限の付与によって相対的人格が与えられることとなるのである。しかしそのように考えると、人格が権利の前提ではなく、権利の付与によって人格が生まれるという論理構成をとらざるをえない。

20世紀前半のドイツにあつては、機関訴訟が憲法上明文で認められていたため、そこから逆算して(相対的なものであれ)人格を見出すことができたといえる。しかし、今日においては、ドイツにおいても、行政裁判所法の概括主義のもとで、例えば地方公共団体内部における機関訴訟が認められているのである。従つてそこではもはや、訴権を認める明文の規定を援用して相対的人格を導くことはできず、そもそもいかなる根拠によつて機関の権利が肯定されるのかを示さなくてはならない。

このように、本研究は権利論の新しい問題を明らかにしたことになる。もっとも、かくして問題は人格論から権利論へと移行するのであるが、この点の詳細な検討は、今後の課題として残されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①門脇雄貴「国家法人と機関人格(三・完) —機関訴訟論再構築のための覚書—」首都大学東京法学会雑誌 50 巻 1 号(2009)141-164 頁(査読なし)

②門脇雄貴「国家法人と機関人格(二) —機関訴訟論再構築のための覚書—」首都大学東京法学会雑誌 49 巻 1 号(2008)233-263 頁(査読なし)

③門脇雄貴「国家法人と機関人格(一) —機関訴訟論再構築のための覚書—」首都大学東京法学会雑誌 48 巻 2 号(2007)269-297 頁(査読なし)

[学会発表] (計1件)

①門脇雄貴「ドイツにおける機関訴訟とその

理論的基礎」比較法学会 平成 22 年 6 月 5 日 愛媛大学(決定済)

6. 研究組織

(1)研究代表者

門脇 雄貴 (KADOWAKI YUTAKA)

首都大学東京・社会科学部研究科・准教授

研究者番号 : 50438115